

2019年3月26日付で原則承認された勅令案 ～歳入局の税務恩典と、終了時期

地域事業本部（ROH）の恩典内容 ※IHQ、ITC以前に導入されていた制度		恩典の終了時期
○法人税の減免：（以下の課税対象について減免） ROH1：関連企業から得るロイヤルティ ROH2：関連企業から得るサービス収益、利子、ロイヤルティ、配当金		2019年6月1日 2019年6月1日
○源泉税の免除： ROH2：外国人株主へ支払う配当金、利息にかかる源泉徴収税の免除		2019年6月1日以前の収入を源泉とし、2020年12月31日までに分配されるもの に限り、源泉徴収税の免除を適用
○個人所得税の減免： ROH2：当該事業に従事する駐在員の個人所得税を減免		2020年1月1日
国際地域統括本部（IHQ）の恩典内容		恩典の終了時期
○法人税の減免：（以下の課税対象について減免） 関連企業から得るサービス収益、利息、ロイヤルティ、配当金 関連企業への株式譲渡によるキャピタルゲイン 第三国間取引からの収入、国際取引にかかるサービス収益		2019年6月1日
○源泉税の免除： 外国法人株主へ支払う配当金、利息にかかる源泉徴収税の免除		2019年6月1日以前の収入を源泉とし、2020年12月31日までに分配されるもの に限り、源泉徴収税の免税を適用
○個人所得税の減免： 該当事業に従事する駐在員の個人所得税を15%に軽減		2020年1月1日
国際貿易センター（ITC）の恩典内容		恩典の終了時期
○法人税の免除： 三国間貿易からの収入は法人税免除		2019年6月1日
○源泉税の免除： 法人税免除対象の収入からの配当金に対する源泉税を免除		2019年6月1日 ※同日以前の収入を源泉とし、2020年12月31日までに分配される 場合、2020年12月31日まで源泉徴収税の免除を適用
○個人所得税の減免： 三国間貿易に従事する駐在員の個人所得税を15%に軽減		2020年1月1日

※IHQ、ITCへの恩典申請の受付は、2018年10月で終了

※地域事業本部（ROH）への恩典申請受付は、ROH1が2018年10月で終了、ROH2が2015年11月で終了

（出所）各種資料を基にジェトロ作成